

【未支給年金請求の手続きについて】

未支給

■亡くなられた方	様	基礎年金番号	-		給付金	
		コード				
■請求者(申出)	様 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他3親等以内)					
■世帯状況 (亡くなられた方と請求者の 世帯状況の申出内容)	同居所同世帯 ・ 同居所別世帯 ・ 別住所(生計同一) ・ 別住所(生計別)					
	↓ ↓ ↓ 別世帯理由を請求書に記載 生計同一申立が必要 死亡届を提出					
■手続先	釧路市役所 こども保健部 医療年金課年金係 (電話0154-31-4532) 《防災庁舎2階10番窓口 受付時間 平日9:00~16:00》					
	釧路年金事務所 2階 お客様相談室《受付時間 平日8:30~17:15》 (電話0154-25-1521 音声案内①→②)					
	【共済年金を受給していた場合】 未支給年金(共済組合)の同時手続き⇒ 可能 ・ 不可 ※同時手続きが可能な場合も、共済組合に亡くなった旨の連絡が必要です。					

注意事項: 記載の続柄は請求者本人の申立によるものです。本書は続柄を証明する書類ではありません。

チェック欄	必要書類 (チェック欄に✓ がある書類が必要です)	備 考
✓	年金証書 亡くなられた方	無い場合は、添付不要。(年金手帳も一緒に返却可能)
✓	本人確認書類 窓口にお越しになる方	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
✓	マイナンバー確認書類 (マイナンバー通知カード等) 請求者(様)	無くても手続き可能。 ただし、世帯全員の住民票の添付が必要になります。
✓	預金通帳	未支給年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要
✓	未支給年金請求書	
	生計同一関係に関する申立書(第三者証明)	亡くなられた方と請求者の住所が違う場合、必ず添付
	年金生活者支援給付金請求書	亡くなられた方以外、世帯に課税者がいない場合(請求書の余白に「課税者死亡により、世帯に課税者がいなくなったため」などを記載)
	その他 ()	
✓	世帯全員の住民票 (本籍地・続柄記載あり) 請求者(様)	・マイナンバー確認書類の提示又は遺族年金同時請求の場合は省略可 ・請求者が亡くなった方と同一世帯の場合は省略可(備考欄に「同一世帯」と記載)
【市外の方も広域交付住民票がとれる場合があります※広域交付の注意事項: ●続柄の記載があるもの ●写真付の公的身分証が必要】		

注意事項: 戸籍・住民票は、亡くなられた日以降に発行されたものに限りません。

戸 籍	【亡くなられた方】と【請求者】の身分関係が確認できる書類	※下記の注意事項を事前にご確認ください。
請求者	一般的な戸籍例	注意事項
配偶者	基本、マイナンバーによる情報連携で省略可	1. 左記は一般的な例であるため、状況に応じて異なる場合があります。 2. 亡くなられた方の戸籍は、死亡事項の記載があることを確認してください。(死亡事項の記載に時間がかかる場合があります) 3. 戸籍の父母欄に記載されている苗字と現在の父母の苗字が相違する場合は、苗字が変わった時の戸籍が必要となります。(請求者が子、孫、祖父母などの場合) 4. 改製原戸籍や除籍により身分関係が確認できる場合もありますが、現在の苗字と過去の苗字が相違する場合は、苗字が変わった時の戸籍が必要となります。また、養子縁組等(実父母でない場合)の場合は、現在の戸籍も必要となります。 ※改製原戸籍は原則不可です。
子	請求者 (様)の現在の戸籍謄本(抄本)	
父母	亡くなられた方の現在の戸籍抄本	
孫	①請求者 (様)の現在の戸籍謄本(抄本) ②請求者 (様)の親の現在の戸籍謄本 ※父母欄に亡くなられた方の氏名があることで身分関係を確認	
祖父母	①亡くなられた方の現在の戸籍謄本 ②亡くなられた方の親の現在の戸籍謄本 ※父母欄に請求者の氏名があることで身分関係を確認	
兄弟姉妹	①亡くなられた方の現在の戸籍謄本(抄本) ②請求者 (様)の現在の戸籍謄本(抄本) ※①・②の父母欄が同じであることで身分関係を確認	
その他三親等	①亡くなられた方の現在の戸籍謄本 ②請求者 (様)の現在の戸籍謄本(抄本) ③①と②の関係がつながる戸籍	

太枠内の書類は、お申出により窓口確認後に原本をお返しできますので、原本返却をご希望される場合は、窓口でお申出ください。
【一部返却できない書類(年金用として交付された戸籍謄本など)もあります。】

未支給年金請求書受付票

受付印

未支給年金・未支給給付金請求書を受け付けました。

本来の手続先※は年金事務所ですが、本請求は釧路市でお預かりし日本年金機構釧路年金事務所に回付いたします。記載内容に誤りや添付書類に不備があった場合、日本年金機構から訂正や書類の追加提出を求められる場合がありますので、ご了承ください。

※障害基礎年金等の一部年金を除く

●請求書受理後

・請求書を提出してから未支給年金が支払われるまで、約4か月程度かかります。

ただし、亡くなられた日以降に、亡くなられた方の口座に年金が振込された場合は、請求者の口座には入金されません。
※注意事項をご覧ください。

・決定者には「未支給年金【年金・保険給付】決定通知書」が、不該当者には「不該当通知」が日本年金機構から送付されます。

●注意事項

亡くなられた日以降、亡くなられた方の口座に年金が入金された場合、日本年金機構への返還が生じる可能性があります。

(返還が生じる例)

8月に亡くなったが、10月15日に2カ月分(8月分と9月分)の年金が入金となった場合、9月分の返還が生じます。

・【公金受取口座を指定した場合】記入した口座が公金受取口座と一致しなかった場合、書類一式が返戻となります。

●年金生活者支援給付金について

・今回受付の請求書は、年金生活者支援給付金の未支給給付金請求書も兼ねています。年金生活者支援給付金を受給していた方は、未支給年金と同様に日本年金機構で審査されます。

・年金生活者支援給付金が非該当だった方も、世帯状況が変わった場合、該当する場合があります。

※詳しくは、『ねんきんダイヤル』0570-05-1165までお問合せください。

未支給年金とは

①年金を受けている方が、亡くなられた時にまだ受け取っていない年金

②亡くなられた日より後に振込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金

【未支給年金 対象月確認表】

未支給対象月												
受給月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
年金定例支給日	2月15日		4月15日		6月15日		8月15日		10月15日		12月15日	

※15日が休日の場合は直前の銀行営業日

※亡くなられた方の口座が凍結されていても入金になる場合があります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

未支給年金を請求できる方

生計を同じくしていた三親等以内のご遺族の方が請求できます。

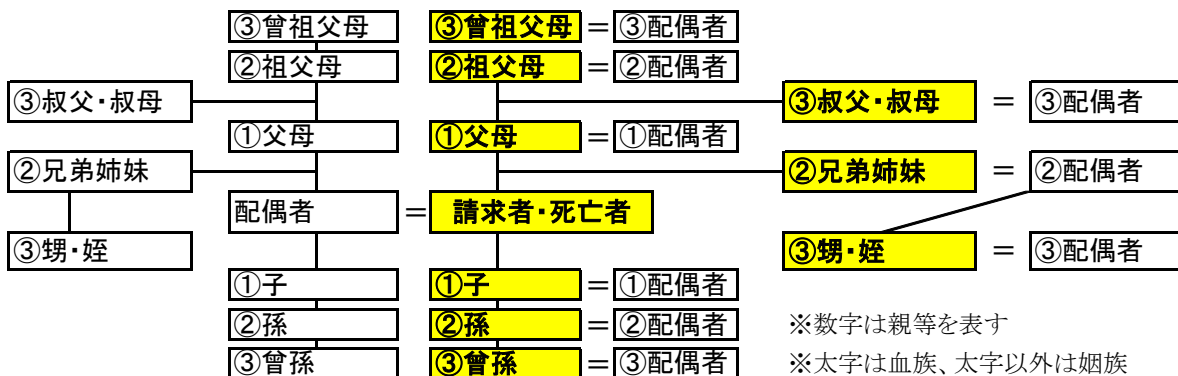
※生計が同じでない場合は、未支給年金は請求できません⇒死亡届のみの提出となります。

※複数、生計を同じくしていた方がいる場合は、優先順位があります。

※住所が相違し住民票上、同一世帯でなくても、経済的な援助があれば生計同一となります。

生計同一関係に関する申立書の注意事項(請求者と亡くなられた方の住所が違う場合に提出が必要)

民法上三親等以外の方からの証明が必要のため、証明者が以下の範囲内の場合、無効な証明となります。



※第三者証明者の例：生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主・亡くなられた方が入所していた施設職員・知人など